

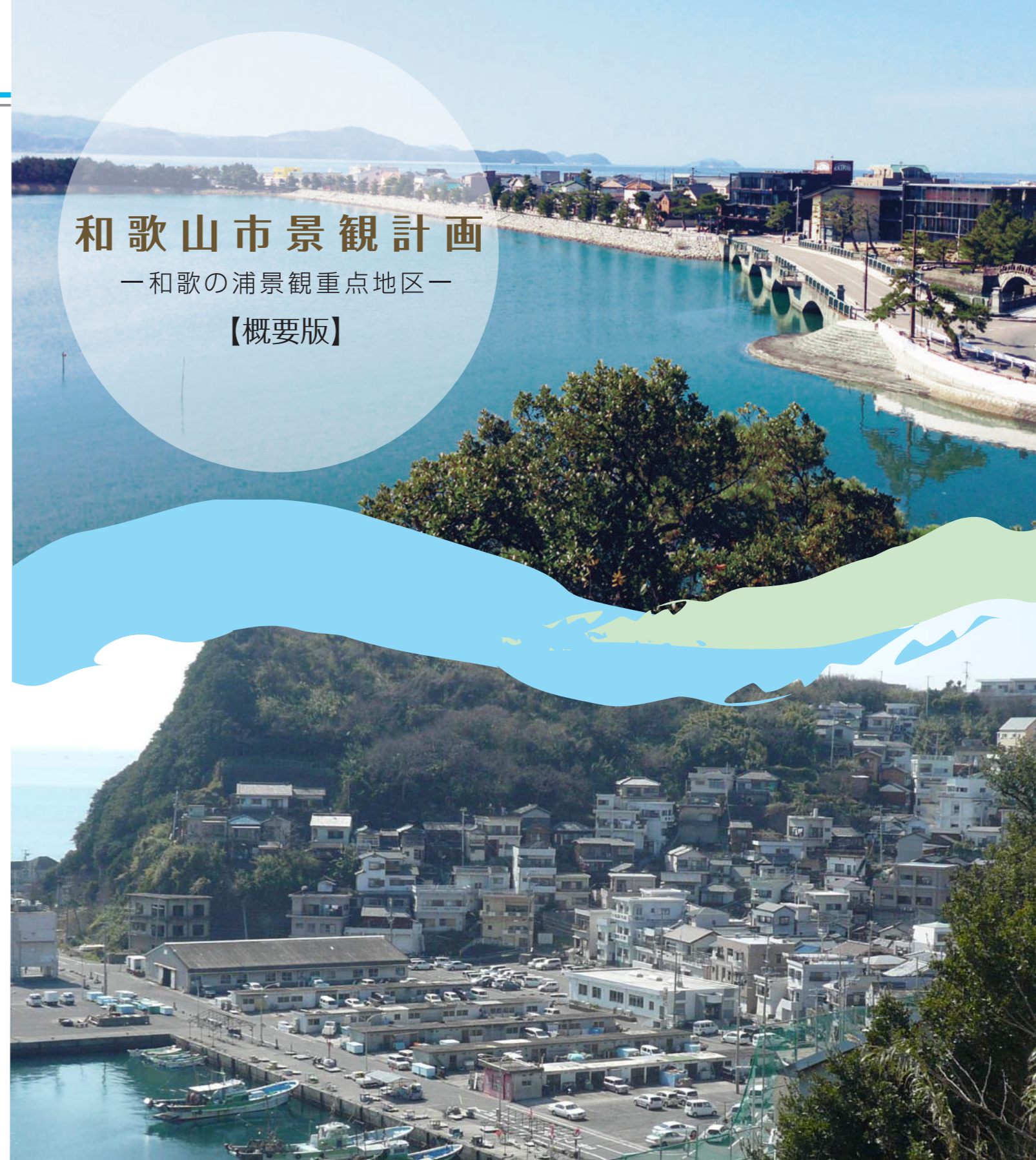
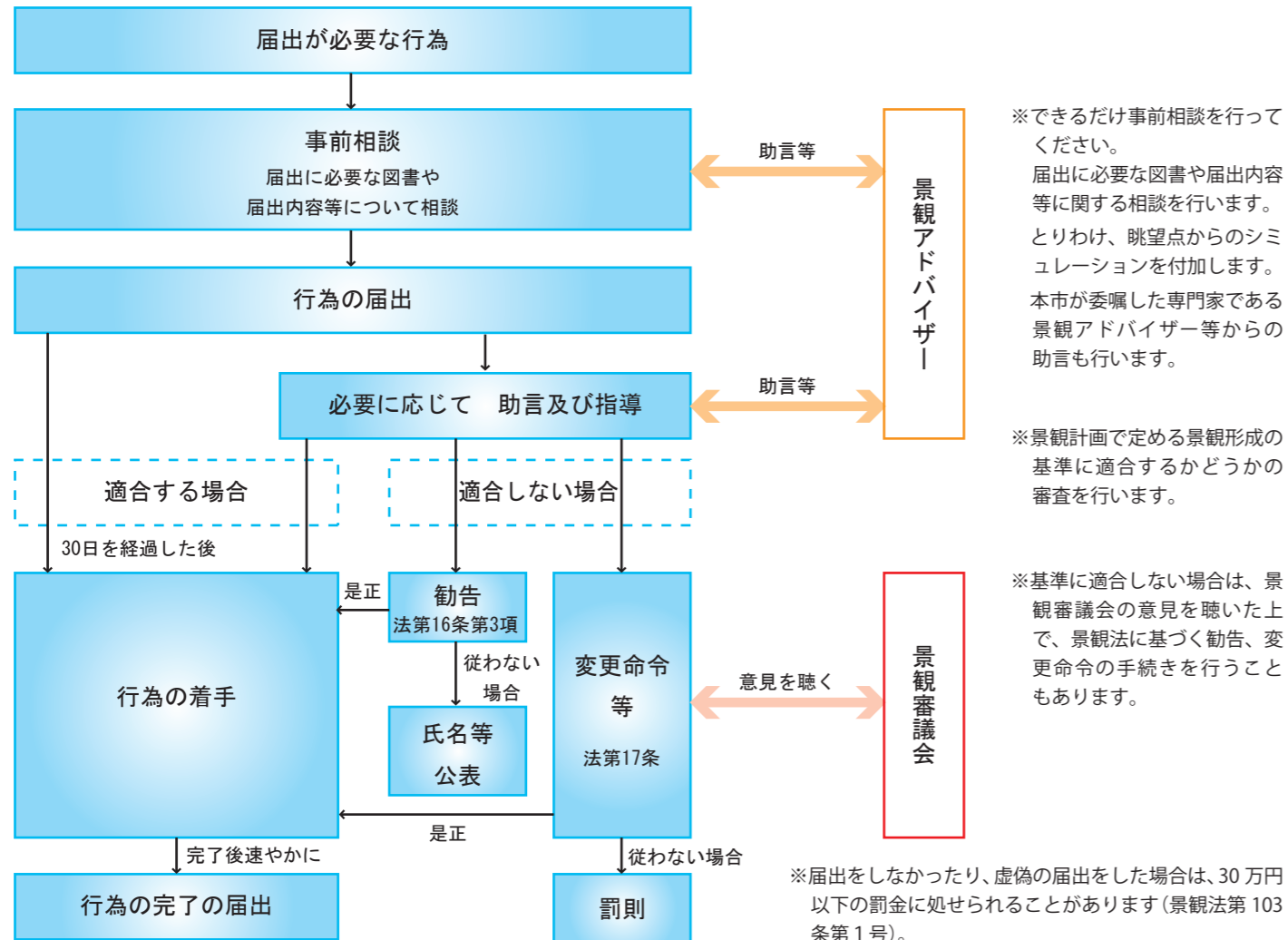
届出について

届出対象行為

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m超 又は 建築面積100㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの ②その他の工作物	高さ10m超 又は 築造面積100㎡超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積1,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為面積1,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為面積3,000㎡超
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明	上記建築物の新築等に伴い設置するもの
木竹の伐採	行為面積1,000㎡超

※景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。

届出の流れ



和歌山市景観計画

—和歌の浦景観重点地区—

【概要版】

平成30年4月

和歌山市

和歌の浦地区における景観形成

和歌の浦地区の景観形成の検討の背景

万葉の人々が魅せられた景観が今も残る

和歌の浦は万葉の時代から景勝地として知られており、当時と変わらぬ美しい景観を楽しむことができます。

歌だけではなく多くの絵図にも描かれるなど、歴史・文化の厚い蓄積とともに風光明媚な景観が受け継がれています。



和歌浦天満宮



観海閣からの風景

独特の地形が生み出す自然の景観を堪能できる

片男波などの自然の海岸線、そこから眺める海原、島しょなど、独特の地形が生み出す自然の景観がこの地域の大きな特徴です。



番所庭園から望む紀淡海峡



雑賀崎の漁港と集落



雑賀崎灯台を望む

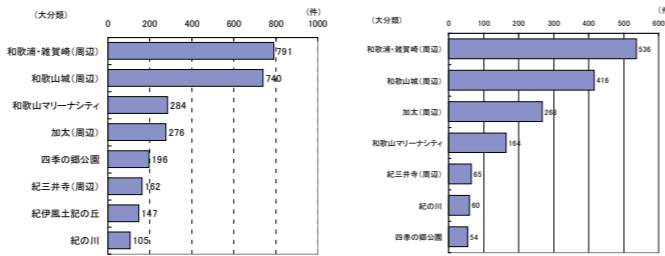


田野の漁港と集落

現在も本市を代表する景観の象徴として認識され、再生への期待が大きい

市民アンケートでは「お気に入りの場所・景観資源」として「和歌浦・雑賀崎(周辺)」は圧倒的な支持を集めました。

ただ、一方で「改善が必要と思われる場所」としても「和歌浦・雑賀崎(周辺)」が挙げられ、再生への期待が感じられます。



昔から景観に対する思い・関心の高い地域である

昔から景観に対する思いや関心の高い地域であり、様々な景観保全に係る活動が活発に行われ、「景観を守り、育てる」という遺伝子(DNA)が地域に根差していると言えます。

景観まちづくりワークショップにおいても景観の特性、保全の重要性が共有され、景観形成に向けた取り組みが期待されている

この検討に先立って開催した意見交換の場(景観まちづくりワークショップ[※])で、「まちの姿や目標を考える」「活動の場づくりを考える」の2つのテーマに即して話し合いを進めました。

この流れを具体化していくことが必要です。

※地域の連合自治会、活動団体、公募市民で構成し、平成24年1月から7月にかけて計9回開催し、本地区の景観形成、景観まちづくりのあり方について意見を交わしました。



和歌の浦地区の景観重点地区の指定のねらい

- ①万葉の時代から受け継がれてきた、湾・海岸や島しょが作る良好な自然の景観や、地域に息づく歴史・文化の景観を確実に次代に引き継ぐため「守り、育てる」
- ②良好な景観形成への取り組みを通して「地域の活性化や再生へのきっかけ」とする
- ③さまざまな主体が力を合わせて景観形成を進める、第一歩とする

和歌の浦地区における眺望景観

和歌の浦地区における最も特徴的な景観としては、様々な視点場から海岸・湾、山なみといった自然美を堪能することができる眺望景観が挙げられます。

【眺望点の抽出】

良好な眺望が得られる眺望点を抽出し、どのような特徴があるのか、を整理しました。

- 市民アンケート結果からの抽出
- 観光パンフレット等からの抽出
- 景観まちづくりワークショップ結果からの抽出



景観まちづくりワークショップの様子

【眺望景観の分類】

眺望景観を俯瞰景(見下ろす景)、仰瞰景(見上げる景)、水平景/ビスタ景(見通し景)の3つに分類し、分析を行いました。

俯瞰景

(見下ろす景)
小高い丘、小山などから入り組んだ地形や海岸線、家並みなどが見下ろせる景観



仰瞰景

(見上げる景)
海浜などから山なみや建物を仰ぎ見る景観



水平景/ビスタ景

(見通し景)
視線から水平に見わたす景観、遠くの対象物に向かって直線的に広がりをもつ景観



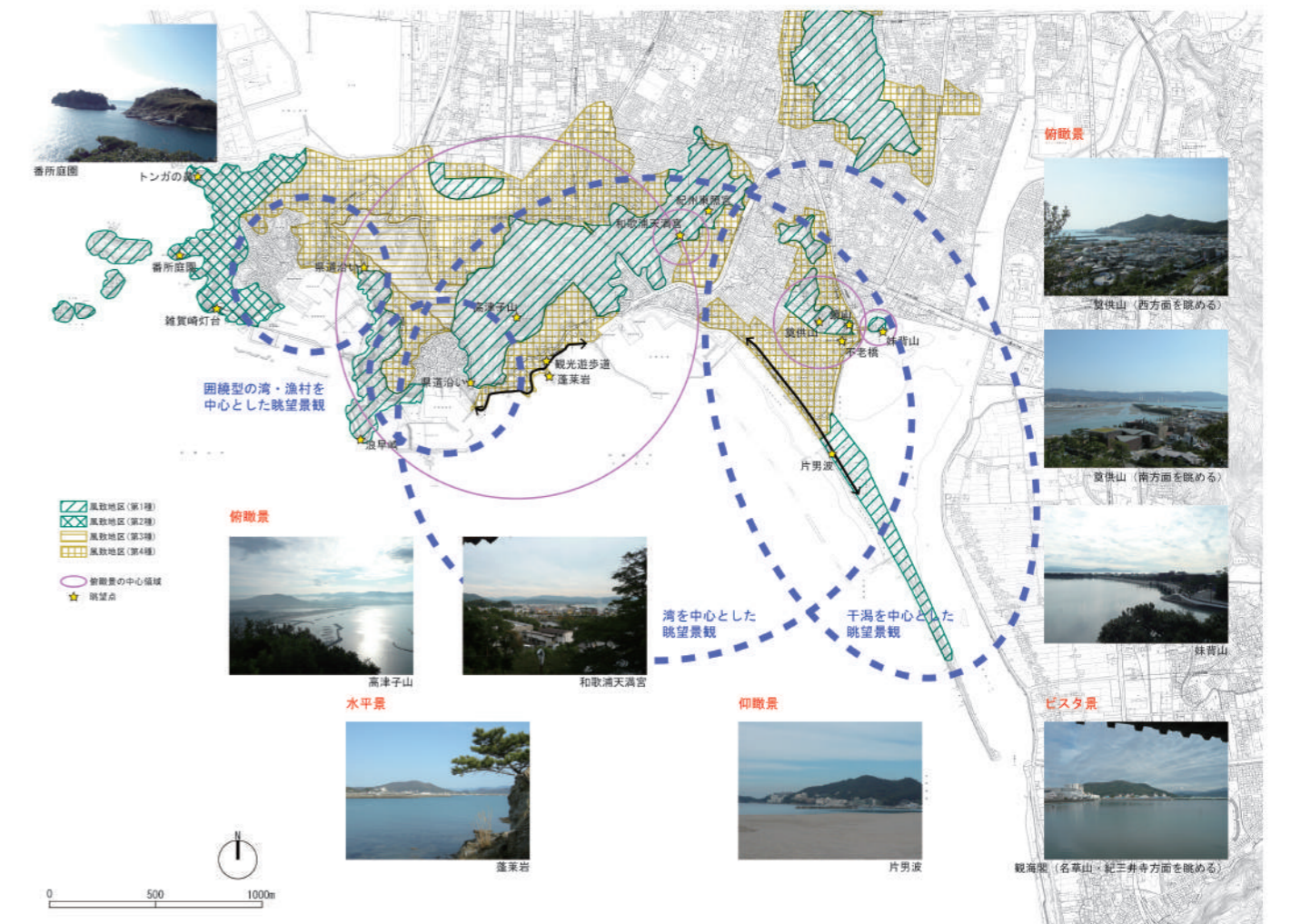
【紀伊国名所図会からの分析】

江戸時代後期に発行された地誌書「紀伊国名所図会」において描かれている和歌浦・雑賀崎の風景を抽出し、そこで描かれている景観の様相を分析しました。

出典:
『和歌浦の風景-カラーでよむ「紀伊国名所図会」』
解説: 額田雅裕、彩色: 芝田浩子、
発行: ニュース和歌山



妹背山から望む名草山〜観海閣
観海閣から名草山中腹の紀三井寺を望んだ
約200年前の風景



眺望景観特性

和歌の浦地区は歴史・文化や人々の生業などを垣間見ることができるまちなみ・集落の景観も大きな特徴で、まちによって成り立ちや歴史が異なるため、景観の特性も大きく異なります。

ア 和歌浦地区

アー1 和歌浦干潟・市町川周辺

不老橋や妹背山、玉津島神社、塩竈神社などの有名な歴史的資産が点在し、万葉時代からの景勝地である和歌の浦を代表するスポットです。



不老橋

アー2 市町川北

旧来からの市街地で、由緒ある寺院や年代の古い旧家(文化財)も点在しています。明光通り商店街は近隣の住民の買い物に利用されています。



市町川北のまちなみ

アー3 市町川南

格子状の道路に沿って、整った住宅地のまちなみが作られている、比較的新しい住宅地です。緑が豊かでゆとりある落ち着いた住宅地のまちなみが見られます。



市町川南のまちなみ

アー4 漁村・漁港

和歌浦漁港では港湾・漁業関連施設が整備されています。漁港に隣接して、漁業を営んでいる人々の居宅である漁村のまちなみが一部見られます。



漁港施設

アー5 浜

片男波は和歌浦湾に注ぐ狭長の砂州半島であり、総延長1,200mの人工海浜(片男波海水浴場)が整備され、夏は多くの海水浴客でにぎわうスポットです。



片男波の砂州



まちなみ・集落景観特性

イ 新和歌浦地区

1900年代半ばに「東洋一の海岸美」を謳い文句に観光地としてにぎわいました。現在は廃屋旅館などが景観的に問題となっています。



新和歌浦の旅館

ウ 田野地区

入り組んだリアス式海岸が特徴的な半島部に位置する漁村で、湾の傾斜部に張り付くように家屋が密集した独特の景観を形成しています。雑賀崎は一本釣りの漁法で有名な漁港でもあり、旧正月には大漁旗を掲げ祝う伝統行事が今も受け継がれています。家並みをつぶさに見ると、雑賀崎は陸屋根、田野は勾配屋根が多いという特徴があります。



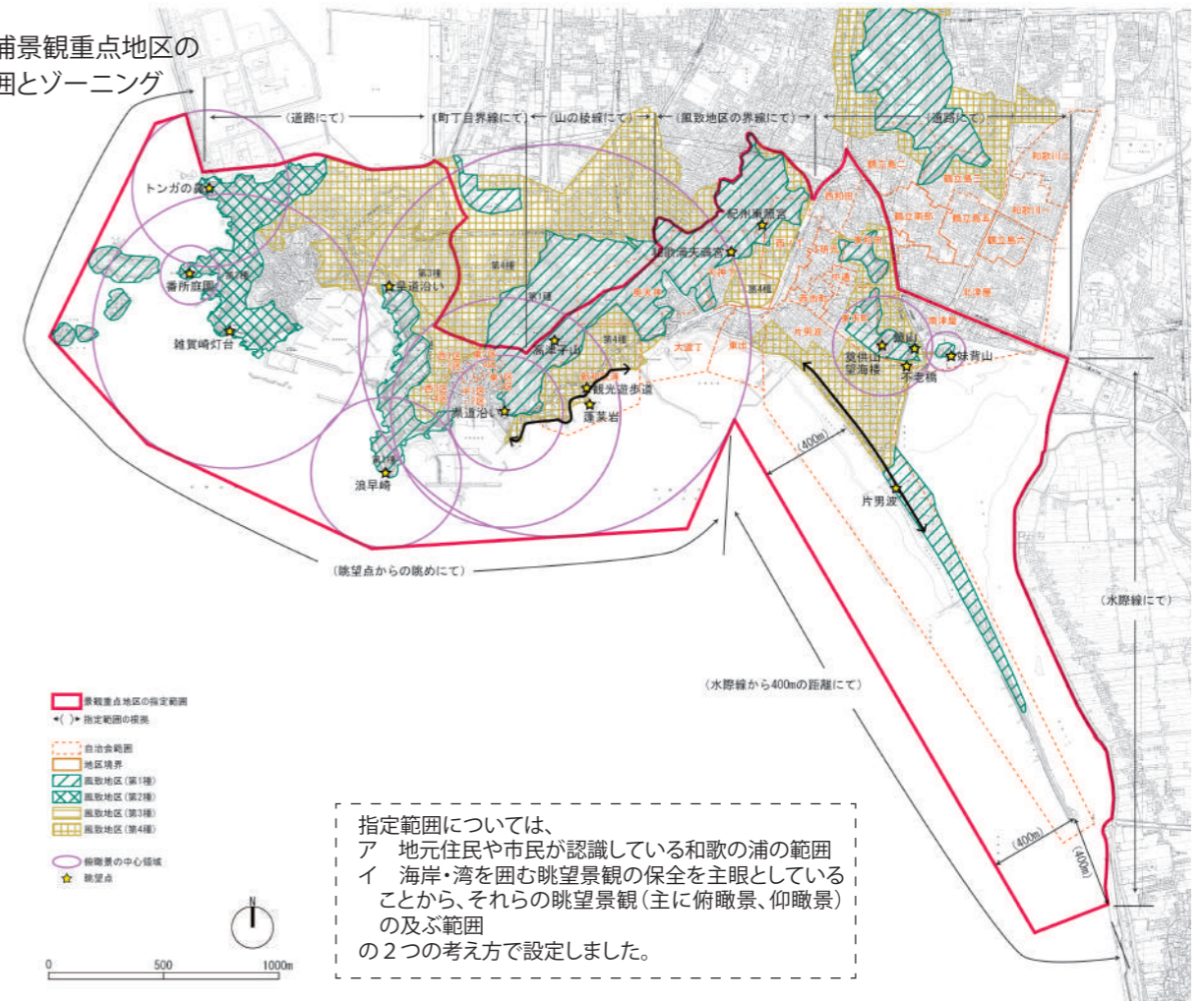
田野の漁村集落

エ 雑賀崎地区



雑賀崎の漁村集落

和歌の浦景観重点地区の指定範囲とゾーニング



指定範囲については、
 ア 地元住民や市民が認識している和歌の浦の範囲
 イ 海岸・湾を囲む眺望景観の保全を主眼としていることから、それらの眺望景観(主に俯瞰景、仰瞰景)の及ぶ範囲の2つの考え方で設定しました。

和歌の浦景観重点地区の目標・方針

目標：湾・島しょといった独特の地形・自然の中で、人々の営みが調和して創り育ててきた眺望景観を未来に継承する

和歌の浦は、湾・島しょといった独特の地形が、和歌浦干潟や片男波といった広がりある美しい水際線の眺め、あるいは田野、雑賀崎で見られる圍繞(いちょう)型の湾の眺めを創り出しています。こうした地形の上に、漁業なども含めた人々の暮らしが調和して、眺めを創り育ててきました。こうした眺望景観を未来に継承することを目標とします。

方針① 高台から湾を見下ろす(俯瞰する)眺望景観の保全

高台から見下ろす(俯瞰する)ことができる湾の眺望景観を保全し、阻害することのないように、一定規模の建築物・工作物等の高さや色彩等を誘導し、背後の半島部の緑や、海、干潟等といった自然との調和を図ります。



方針② 海際から見上げる(仰瞰する)・見わたす眺望景観の誘導

海際から見上げる(仰瞰する)、あるいは見わたすことができる眺望景観との調和を図るため、一定規模の建築物・工作物等の高さや色彩等を誘導します。



方針③ 眺望を阻害する要因の改善

良好な眺望景観を阻害することがないよう、老朽化し、放置された建築物の適正な管理・更新や、植栽等による遮蔽等、阻害する要因の改善に努めます。

地区の特徴に応じた景観形成の方向性

各地区では、それぞれの特徴に応じた景観形成の方向性を示します。これらは現時点での考え方を示したのですが、今後、それぞれの地区での住民等の議論を踏まえて充実していくことが望まれます。

アー1 和歌浦干潟・市町川に隣接した歴史的資産が点在する地区

地区に息づく歴史性を認識しつつ、地区内の資源を保全しながら、和歌の浦の歴史性を体現するまちなみの保全・育成を図ります。



アー2 市町川北側の住宅・商店等が密集する地区

昔ながらの暮らし・生活の中に息づく集落地のまちなみの保全・育成を図ります。



アー3 市町川南側の良好な住宅地が形成される地区

緑豊かでゆとりある落ち着いた住宅地のまちなみの保全・育成を図ります。



アー4 漁村と漁港施設が立地する地区

漁業の営みと一体となったまちなみの保全・育成を図ります。



アー5 片男波の浜

人工物の設置においてはできるだけ自然との調和を図りつつ、広がりある海浜の景観の保全・育成を図ります。



イ 新和歌浦地区

更新に際して、周辺の緑地や遊歩道が整備された海岸線といった、自然の景観と調和したまちなみの誘導を進めます。



ウ 田野地区

住民の暮らしと一体となって形成された文化的景観として、昔ながらの暮らし・生活の中に息づく漁村のまちなみの保全・育成を図ります。



エ 雑賀崎地区

住民の暮らしと一体となって形成された文化的景観として、昔ながらの暮らし・生活の中に息づく漁村のまちなみの保全・育成を図ります。



和歌の浦地区の景観まちづくりに向けて

景観まちづくりワークショップにおいては、景観重点地区の指定とあわせて、景観まちづくりの推進への期待が多く寄せられており、今後、地区の住民や各種団体、さらには地区外の市民等とも一緒に、景観まちづくりの取り組みを推進していきます。

景観を協議する場づくり

地区全体の景観のあり方について意見を交わしながら、その考え方等を共有する場づくりを推進します。

公共施設の景観形成

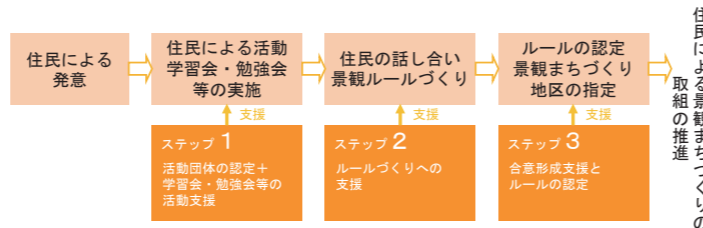
公共施設景観ガイドラインを作成、活用しながら地区の特性に応じた整備に向けた取り組みを推進するほか、関係機関との連携・協調を推進します。

各種取り組みの連携

観光や文化財等を所管する部局と積極的に連携を図り、良好な景観を活かした活性化の取り組みを継続するための連携・バックアップの体制づくりに努めます。

地元主体の景観まちづくりを支援する枠組みづくり

地元主体の景観まちづくりの動きを後押し、支援するための枠組みづくりを推進します。



地元主体の活動の継続・拡大

クリーンアップなど様々な活動を継続し、市民側からも景観を良くする動きを盛り立てていけるよう、市では情報発信等を通じた支援を推進します。

和歌の浦景観重点地区における景観形成基準（行為の制限）

■景観法に基づく届出

景観重点地区においては、地区の特性を踏まえて、対象を広げてきめ細かな景観形成基準を地区毎に設定の上、誘導を図ります。なお、屋外広告物は別途屋外広告物条例に基づく誘導を図ります。

■景観形成基準

項目	基準	
共通	<ul style="list-style-type: none"> 湾・島しょといった独特の地形がつくる、和歌浦干潟や片男波といった広がりある美しい水際線の眺め、あるいは田野、雑賀崎で見られる囲繞型の湾の眺めといった眺望景観を保全する。 美しい眺めが堪能できる高台の眺望点から見下ろす（俯瞰する）ことができる湾の眺望景観を保全し、阻害することのないように配慮する。 海際から見上げる（仰視する）、あるいは見わたすことができる眺望景観を保全し、阻害することのないように配慮する。 良好な眺望景観を阻害することがないよう、老朽化し、放置された建築物の適正な管理・更新や、植栽等による遮蔽等、阻害する要因の改善に努める。 	
模範外観を建築物の新築、増築、改築若しくは移転、模様替え又は色彩の変更	A 配置規模	<ul style="list-style-type: none"> 高さの最高限度を15mとし、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないような配置・規模とする。ただし、市長が良好な景観形成に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。 なお、市長は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを判断するに当たって必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。 湾の地形の島しょ部や海岸線等が形づくるとともに、緑化等を積極的に進め、眺望景観に配慮したものとする。
	B 形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点からの眺望を妨げることがないよう、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。
	C 色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根の色彩は、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないよう、周辺との調和や地区の特徴に配慮するとともに、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮したものを使用する。 屋根及び外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。
	D 緑化外構	<ul style="list-style-type: none"> 植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱し、眺望を阻害しないよう、照明方法等に配慮する。 	
工作物の新設、増築、改築等	<ul style="list-style-type: none"> 高さの最高限度を15mとし、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないような配置・規模とする。ただし、市長が良好な景観形成に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。 なお、市長は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを判断するに当たって必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。 島しょ部や海岸線等が形づくるとともに、緑化等を積極的に進め、眺望景観に配慮したものとする。 外観の色彩は、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないよう、周辺との調和や地区の特徴に配慮するとともに、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮したものを使用する。 	
開発行為／土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点から望める海岸線や稜線を大きく損なう行為は避ける。 行為を行う場合は、既存の地形等をいかした計画となるように配慮し、大規模な法面等が生じないようにするとともに、緑化等を積極的に進め、眺望景観に配慮したものとする。 	
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点から見えない場所を選定する。 やむを得ず見える場合は、緑化等を積極的に進め、眺望景観に配慮したものとする。 	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点から望める山肌を大きく損なう伐採は避ける。 行為を行う場合は、既存の植生等をいかした計画となるように配慮し、緑化や植生の復元を積極的に進め、眺望景観に配慮したものとする。 	

※上記は、全市の基準より強化した内容を記載しています。主要な眺望点は景観重点地区区域図を参照。 ※ただし、計画する建築物等が地形等により主要な眺望点から望見されない場合は、この限りでない。

- 「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもの、次のものをいいます。
- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
 - ・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
 - ・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
 - ・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
 - ・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するものを除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメントその他これらに類するもの
 - ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
 - ・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
 - ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
 - ・アンテナ（高さが4メートル以下のものを除く。）及びその附属施設、換気施設その他これらに類するもの
 - ・目よけ、雨よけその他これらに類するもの
 - ・上記に掲げるもののほか、市長が指定するもの
- 変更箇所**

令和2年7月1日～ 和歌山市景観計画（和歌の浦景観重点地区）の変更について

変更箇所①

「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいいます。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- ・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するもの除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメント（装飾塔、記念塔、彫像、記念碑、彫刻、塔、噴水、彫塑、パブリックアート、物の形（動植物、人形、機械など）をモチーフとした装飾）その他これらに類するもの ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・アンテナ（高さが4メートル以下のものを除く。）及びその附属施設、換気施設その他これらに類するもの
- ・日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- ・上記に掲げるもののほか、市長が指定するもの

変更箇所②

②モニュメントその他これに類するもの	全ての行為
③②その他の工作物	高さ10m超 又は築造面積100㎡超